

令和2年12月8日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年12月8日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

それではただ今より、令和2年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

もう師走に入りまして何かとご多用中のところとは思いますが、また、昨今の新聞・テレビ報道におきましても新型コロナウイルスの感染が拡大しているということ、非常に危惧している状況にあるということが報道されております。今、色々と施策をしておるところであります、やはり感染が増大していることの原因と致しましては、G o T o トラベル、また、G o T o イートなどの施策に問題があるのではないかとわれておりますが、やはり国も、また、私どもも同様でありますけれども感染を防止する、感染者を出さないということと同時に経済を回していかなければいけないという、非常に大きなジレンマに陥っているところがあります。そういう中におきましても香川県でも昨日10名の新規感染者が出て、そして今175名という非常に大きな数字になってきております。こういう中ではありますけれども、また冬に入りましてインフルエンザに関する予防も非常に大事ではないかな、インフルエンザも非常に危機感を持っているところであり、ます。そういう中におきまして、今日から12月議会の開催に当たりまして、議員皆様方には全員の方にご出席を頂き、大変有難く思っております。議員の皆様方には、日々議員活動にご精励頂き、町民の皆様方の幸せの向上、また、住民サービスの向上にご尽力頂いておりますこと、心から感謝を申し上げます。今日から12月議会です。どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、この12月議会が有意義な議会となりますことを心から祈念を申し上げまして冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和2年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 兼若 幸一 君、10番 古川 幸義 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮りします。

議会運営委員会委員長、古川 幸義 君。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日12月8日より12月18日、金曜日までの11日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より12月18日までの11日間とし、日程については、本日12月8日(火)、提案説明、9日(水)、休会、10日(木)、一般質問、11日(金)、一般質問、12日(土)・13日(日)は休会、14日(月)、総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、15日(火)総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会予備日、16日(水)・17日(木)休会、18日(金)、議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が9名となっており、10日(木)は通告順で1番から6番まで、11日(金)は通告順で7番から9番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月18日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、配布及びタブレットに掲載しておりますとおりでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので、ご報告致します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、タブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして町長報告であります。これにつきましても、既にタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、富木田 君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。

議案第1号、多度津町放課後児童クラブ条例の制定についての提案説明を申し上げます。今回の条例の制定は、現在、「多度津町放課後児童クラブ事業実施要綱」の規定に基づき実施しております放課後児童クラブ事業について、豊原校区及び四箇校区四つ葉クラブの施設が新設されたことに伴い、新たに条例を制定し、児童の健全な育成を図るとともに、施設の適正な管理運営を行うことを目的として整備するものでございます。

1ページをご覧下さい。条例の内容につきましては、第1条で放課後児童クラブの（設置）について、第2条で児童クラブの（名称及び位置）について規定しております。第3条は、事業内容を規定するものです。

1ページの最終行から2ページにかけて、第4条で児童クラブの（対象児童）を、第5条で（休業日及び実施時間）を規定しております。第6条は（利用の許可）を、第7条は（退会の届出）を規定しております。

2ページ下段から3ページにかけて、第8条で（利用料等）を、第9条は（許可の取消し）について規定するものです。第10条から第18条では、指定管理者について規定しております。まず、第10条は（指定管理者による管理）を、第11条は（指定管理者が行う業務）を、第12条は（指定管理者の指定の申請）を、第13条は（指定管理者の指定）について規定しております。

4ページをご覧下さい。第14条は（事業報告書の作成及び提出）を、第15条は（業務報告の聴取等）を、第16条は（指定の取消し等）を、第17条は（個人情報の取扱い）を規定しております。

4ページ下段から5ページにかけて、第18条は（原状回復の義務）について規定しております。

5ページをご覧下さい。第19条は（損害賠償の義務）について規定しております。第20条では（審議会）について、また、第21条では（委任）に関することを規定するものでございます。

附則と致しまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行することを定めております。

5ページ下段から6ページをご覧下さい。関係条例の整備としまして、第2項で「多度津町児童館設置及び管理に関する条例」の一部改正として、放課後児童クラブ事業に関する条文を削除することについて規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第2号、多度津町の私債権の管理に関する条例の制定についてを議題

と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。

議案第 2 号、多度津町の私債権の管理に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

本条例については、町営住宅の使用料など、私法上の原因に基づき発生する債権の管理について、徴収不納状態にある債権が長期に残っている状況において、必要事項を定め町の私債権の管理適正化を図るために、制定するものであります。

1 ページをご覧ください。条例の内容につきましては、第 1 条で本条例制定の目的、第 2 条で本条例の用語の定義を、第 3 条で法令等との関係、第 4 条で町長の責務を、第 5 条では台帳の整備として私債権の適正管理のため、台帳を整備しなければならないと定めるものでございます。

1 ページ下段から 2 ページにかけては、第 6 条で必要な措置等、第 7 条で専決処分として、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関しての専決処分による処理についてを、また、専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならないと、定めるものでございます。

2 ページ中段から 3 ページにかけては、第 8 条で放棄として私債権の放棄の該当事項を、第 9 条で委任について定めようとするものであります。

なお、附則として、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第 2 号、多度津町の私債権の管理に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第3号、多度津町学校給食費に関する条例の制定についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育課長、竹田 君。

教育課長（竹田 光芳）

議案第 3 号、多度津町学校給食費に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、丸亀市、善通寺市及び琴平町と共同で進めております学校給食費の公会計化に向けての条例の制定であり、全国的に取組が推進されております。

す、学校における給食費の徴収・管理に係る教員の事務負担の軽減にも繋がり、教職員の働き方改革にも繋がるものでございます。

条例につきましては、第 1 条において、本条例の趣旨について定めており、本町が実施する学校給食及び幼稚園給食に係る給食費に関する必要な事項を定めることとしております。

第 2 条では本条例における定義を定めており、「学校給食」、「学校給食費」及び「給食費負担者」について定義しております。

第 3 条では給食費の徴収について定めており、町長が給食費を徴収することとしており、これにより公会計化を実施することが可能となります。

第 4 条では給食費の額を、第 5 条では給食費の納付について定めており、それぞれ教育委員会規則で詳細を定めることとしております。

第 6 条では給食費の減免について定めており、特別な理由があると認められるときは、減免することができるとしております。

第 7 条ではこの条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしております。

なお、附則と致しまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日の前においても行うことができるとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 4 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原 君。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。

議案第 4 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

令和元年 10 月から自動車税、軽自動車税に新たに環境性能割が創設され、これと区分するため、従来の「自動車税」が「自動車税（種別割）」に、「軽自動車税」が「軽自動車税（種別割）」にそれぞれ名称変更されております。

これに伴いまして、本条例中の引用条文を改正し、併せて、字句の修正や文言の整理等、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

1 ページから 3 ページにかけて、第 1 条から第 13 条についてでございますが、それぞれ下線を引いた部分につきまして、句点の削除や字句の修正、文言の整理等の改正を行うものでございます。

3 ページ、第 15 条、使用料の減額は、条文中の「自動車税」及び「軽自動車税」のあとに「（種別割）」をそれぞれ加え、引用条文の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

3 ページから 4 ページにかけて、第 17 条以降につきましても、それぞれ下線を引いた部分の字句の修正を行うものでございます。

なお、附則と致しまして、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第 4 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第5号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、泉 君。

税務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは、議案第 5 号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

この度の改正は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 264 号）が公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、タブレットの 1 ページから 4 ページをご覧ください。

まず、1 ページの第 21 条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないようにすることが必要となりました。

その対応と致しまして、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が 2 人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、軽減判定所得基準の見直しを行うもので、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円

を乗じて得た金額を加えるものでございます。

4 ページ下段から 5 ページをご覧ください。附則第 2 項は「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備及び字句の修正でございます。

最後に本改正条例の附則と致しまして、第 1 項として、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 項として、改正後の規定は令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第 5 号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 6 号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第 7 号、多度津町介護保険条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅 君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

お早うございます。

議案第 6 号及び議案第 7 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 6 号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

令和 2 年度税制改正におきまして、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が改められたことに伴い、字句の整理や所要の改正を行おうとするものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明致します。

まず、附則第 2 条の「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改めます。

次に、「（以下この条において「特例基準割合適用」、2 ページをお願いします。「年という。））」を削除します。

次に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、同じく「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めます。

なお、附則第 1 項と致しまして、「この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。」と施行期日について定め、第 2 項で「改正後の附則第 2 条の規定は、前項に掲げる規定の

施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。」と経過措置について定めております。

次に、議案第7号、多度津町介護保険条例の一部改正についてでございます。

令和2年度税制改正におきまして、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が改められたことに伴い、字句の整理や所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明致します。

まず、附則第6条の「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改めます。

次に、「（以下）」、2ページをお願いします。この条において「「特例基準割合適用年」という。）」を削除します。

次に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、同じく「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めます。

なお、附則第1項と致しまして、「この条例は、令和3年1月1日から施行する。」と施行期日について定め、第2項で、「改正後の附則第6条の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。」と経過措置について定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第7号、多度津町介護保険条例の一部改正についてを一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第8号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正について、議案第9号、多度津町火災予防条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、阿河 君。

消防長（阿河 弘次）

お早うございます。

まず、議案第8号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年3月18日、「人事院規則9-129、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30、特殊勤務手当の特例」が施行され、この特殊勤務手当（防疫作業等）の特例は、「新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者が

あった船舶のうち、人事院が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として人事院が定めるもの」を作業所の要件として、その作業を対象として支給されるものでございます。

しかし、全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において、病院や宿泊施設等での患者収容の増加が見られる中、感染リスクに加え厳しい勤務環境など、平常時には想定されない業務に当たることになる病院や宿泊施設等の内部並びにこれらの施設への移動時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当することとなりました。

多度津町では、「職員の特殊勤務手当に関する条例」の中で規定されておりますが、消防職員については、「消防職員の任免服務並びに給与に関する条例」の特殊勤務手当の項目の中で整備されていないため、本条例の一部を改正して整備するものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

1ページ中段をご覧ください。第19条第2項の次に、新たに第3項として「第1項に定める以外の特殊勤務手当を支給する場合は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年多度津町条例第146号）を適用するものとする」の条文を追加するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用するものでございます。

続きまして、議案9号、多度津町火災予防条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、今後全出力50k wを超える電気自動車用急速充電設備の普及が予想されることにより、当該設備に係る火災予防上必要な安全対策に関する検討会が行われ、その検討会の報告を踏まえ、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年8月27日に公布されました。

このことに伴い、多度津町火災予防条例を一部改正して、条文を整備しようとするものでございます。

改正内容としましては、対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200k wまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるなど、位置、構造及び管理に関する基準の改正と急速充電設備（全出力50k w以下のものを除く）については、消防署への設置の届出を要することとしたことでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

1ページ中段をご覧ください。第8条の3第1項中、「第44条第10号」を「第44条第11号」に

改めます。

後でご説明申し上げますが、「第44条第10号」を新たに加えたことにより、第10号以降を1号ずつ繰り下げることによるものでございます。

2ページ中段をご覧ください。第11条の2第1項中、「変圧して、」の後に「電気自動車等」を、また「原動付自転車をいう。」の後に「第12号において同じ。をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改めます。

3ページ上段をご覧ください。同項第4号から6号までの「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改めます。これは語句の修正でございます。

5ページ中段をご覧ください。同項中、「第14号を第18号」に、「第13号を第17号」とし、同項第12号中、同号イを次のように改めます。

同ページ上段にお戻り下さい。「イ 異常な高温とならないこと。」更に、同項第12号イの次に次のように加えます。「ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」、「エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を加えます。

4ページ下段にお戻り下さい。同項第12号を、第16号とし、同号の前に次の3号を加えます。

3ページ下段にお戻り下さい。第13号「コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を言う。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。」。

4ページ上段にお進み下さい。第14号「充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。」、第15号「複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切り替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、自動的に停止させる措置を講ずること。」を加えます。

3ページ下段にお戻り下さい。同項中、第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加えます。

2ページ下段にお戻り下さい。第1号「急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。」を加えます。

この追加した第1号、第13号から第15号及び第16号の条文は、急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、従前からある火災予防上必要な措置に、新たに必要な火災予防上の措置を追加したものでございます。

5ページ中段にお進み下さい。第17条につきましては、字句の修正でございまして、充てんの「てん」を漢字に改めるものでございます。

6ページ中段にお進み下さい。第44条につきましては、第14号中の「充てん」の「てん」を漢字に改め、同号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加えます。第10号「急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）」。第44条は「火を使用する設備等の設置の届出」に関する条文であり、新たに「急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）」を、消防署への設置の届出が必要なものとして、追加するものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日より施行し、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の多度津町火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものと致します。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第10号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原 君。

総務課長（神原 宏一）

議案第10号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について、提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額126億9,510万円に、歳入歳出それぞれ4億9,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億8,870万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

6ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為の補正」に記載してありますように「新庁舎情報システム等整備計画策定業務委託料」につきまして、期間を令和2年度から令和4年度に、限度額を706万2千円にそれぞれ変更するものでございます。また、「新庁舎建設CM業務委託料」につきましては、庁舎棟・ホール棟分ともに廃止するものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

7 ページをお開き下さい。「第 3 表 地方債の補正」に記載してありますように清掃運搬施設整備事業を 600 万円に、道路整備事業を 1 億 4,720 万円に、河川整備事業を 1 億 2,760 万円に、教育施設整備事業を 8,500 万円に、農業施設整備事業を 3,040 万円に、庁舎整備事業を 4 億 7,100 万円に、それぞれ改めるものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務費、民生費、土木費など、減額補正は議会費でございます。歳入における増額補正の主なものは、国庫支出金、寄附金、繰越金などでございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、説明を申し上げます。

32 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 203 万 4 千円の減額補正により、1 億 1,182 万 8 千円に改めるもので、項 1. 議会費の減額でございます。

34 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1 億 3,281 万 9 千円の増額補正により、43 億 8,410 万 8 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 1 億 3,102 万 1 千円の増額で、内訳は目 1. 一般管理費、697 万 4 千円、目 5. 財産管理費、2,413 万円、目 6. 企画費、8,793 万円、目 9. 地方振興費、25 万円、36 ページをお開き下さい。目 14. 庁舎建設費、1,173 万 7 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 徴税費は 157 万 1 千円の増額、項 3. 戸籍住民基本台帳費は 48 万 2 千円の増額、項 6. 監査委員費は 25 万 5 千円の減額でございます。

38 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 5,371 万 9 千円の増額補正により、31 億 9,402 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 4,067 万 5 千円の増額で、内訳は目 1. 社会福祉総務費、235 万円を減額し、目 3. 老人福祉費、942 万 5 千円、目 6. 社会福祉施設事業費、908 万円、目 7. 障害者福祉費、2,452 万円をそれぞれ増額するものでございます。

40 ページをお開き下さい。項 2. 児童福祉費は 1,304 万 4 千円の増額で、内訳は目 1. 児童福祉費、1,305 万 7 千円の増額、目 2. 児童保育費、1 万 3 千円の減額でございます。

42 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 3,006 万 2 千円の増額補正により、7 億 7,391 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 3,613 万 5 千円の増額で、内訳は目 1. 保健衛生総務費、1,393 万 2 千円、目 2. 予防費、2,482 万 6 千円をそれぞれ増額し、目 3. 環境衛生費、123 万 8 千円、44 ページをお開き下さい。目 4. 火葬場費、138 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 清掃費は目 3. じん芥処理費、607 万 3 千円の減額でございます。

46 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 858 万 2 千円の増額補正により、3 億 2,216 万円に改めるものでございます。項 1. 農業費は 813 万 2 千円の増額で、内訳は目 1. 農業委員会費、115 万 7 千円、目 2. 農業総務費、312 万 7 千円、目 3. 農業振興費、38 万 4 千円をそれぞれ減額し、目 4. 農地費、1,280 万円を増額するものでございます。

48 ページをお開き下さい。項 2. 林業費は 45 万円の増額でございます。

50 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 1,190 万 6 千円の増額補正により、2 億

3,628 万 6 千円に改めるもので、項 1. 商工費の増額でございます。内訳は目 1. 商工総務費、2 万円、目 2. 商工振興費、202 万円、目 3. 観光費、986 万 6 千円をそれぞれ増額するものでございます。

52 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 2 億 3,742 万 7 千円の増額補正により、14 億 3,650 万 8 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は 1 億 8,351 万 8 千円の増額でございます。項 2. 道路橋梁費は 502 万 8 千円の増額で、内訳は目 1. 道路橋梁総務費、3 万円、目 3. 道路新設改良舗装費、461 万 8 千円、目 4. 交通安全施設整備費、38 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 河川費は 200 万円、項 4. 港湾費は 50 万円をそれぞれ減額するものでございます。項 5. 住宅費は 510 万円の増額でございます。54 ページをお開き下さい。項 6. 都市計画費は 4,628 万 1 千円の増額で、内訳は目 1. 都市計画管理費、41 万 6 千円、目 3. 緑化推進費、4 万円、目 4. 公園事業費、104 万円、目 6. 都市構造再編集集中支援事業費、4,478 万 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。

56 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 11 万 1 千円の増額補正により、4 億 6,390 万 3 千円に改めるもので、項 1. 消防費の増額でございます。

58 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 2,100 万 8 千円の増額補正により、12 億 3,285 万 3 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 53 万 6 千円の増額で、内訳は目 1. 教育委員会費、2 万 5 千円、目 2. 事務局費、51 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 小学校費は 265 万 1 千円の増額で、内訳は目 1. 学校管理費、115 万 5 千円、目 3. 学校建設費、149 万 6 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 中学校費は、39 万 9 千円、項 4. 幼稚園費は 1,203 万 9 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 5. 社会教育費は 292 万 7 千円の増額で、内訳は目 1. 社会教育総務費、165 万 9 千円、60 ページをお開き下さい。目 3. 図書館費、126 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 6. 保健体育費は 245 万 6 千円の増額で、内訳は目 1. 保健体育総務費、49 万 1 千円を減額、目 2. 学校給食共同調理場費、256 万 4 千円、目 3. 体育施設費、38 万 3 千円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12 ページをお開き下さい。款 4. 地方交付税は 1,126 万 9 千円の増額補正により、18 億 5,923 万 1 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 6. 分担金及び負担金は 160 万円の増額補正により、5,393 万 5 千円に改めるもので、項 1. 分担金の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 8. 国庫支出金は 8,465 万 1 千円の増額補正により、38 億 5,352 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 1,830 万 6 千円の増額で、内訳は目 1. 民生費国庫負担金、1,271 万 7 千円、目 4. 教育費国庫負担金、558 万 9 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 国庫補助金は 6,634 万 5 千円の増額で、目 1. 総務費国庫補助金、6,633 万 5 千円、目 6. 教育費国庫補助金、1 万円をそれぞれ増

額するものでございます。

18 ページをお開き下さい。款 9. 県支出金は 3,912 万 2 千円の増額補正により、7 億 3,325 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 1,386 万 5 千円の増額で、内訳は目 1. 民生費県負担金、1,010 万 8 千円、目 4. 教育費県負担金、375 万 7 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 県補助金は 2,525 万 7 千円の増額で、内訳は目 3. 衛生費県補助金、2,192 万 9 千円を増額、目 4. 農林水産業費県補助金、58 万 2 千円を減額、目 6. 土木費県補助金、210 万円、目 8. 教育費県補助金、181 万円をそれぞれ増額するものでございます。

20 ページをお開き下さい。款 10. 財産収入は 1,240 万 8 千円の増額補正により、2,382 万円に改めるもので、項 2. 財産売払収入の増額でございます。内訳は目 1. 不動産売払収入、1,237 万 3 千円、目 3. 物品売払収入、3 万 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。

22 ページをお開き下さい。款 11. 寄附金は 1 億 1,131 万 8 千円の増額補正により、3 億 6,141 万 9 千円に改めるもので、項 1. 寄附金の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 12. 繰入金は 5,616 万 5 千円の増額補正により、6 億 4,254 万円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の増額でございます。内訳は目 2. 財政調整基金繰入金、5,633 万 5 千円の増額、目 12. 新健やか子ども基金繰入金、17 万円の減額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 13. 繰越金は 1 億 6,946 万 3 千円の増額補正により、1 億 6,946 万 4 千円に改めるもので、項 1. 繰越金の増額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 14. 諸収入は 180 万 4 千円の増額補正により、2 億 3,710 万 6 千円に改めるもので、項 4. 雑入の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。款 15. 町債は 580 万円の増額補正により、14 億 9,825 万 7 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳は目 2. 衛生債、120 万円、目 3. 土木債、550 万円をそれぞれ減額し、目 5. 教育債、110 万円、目 6. 農林水産業債、1,120 万円、目 8. 総務債、20 万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 126 億 9,510 万円に、4 億 9,360 万円を追加し、131 億 8,870 万円に改めようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 12. 議案第 11 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅 君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 11 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）について提案説明を申し上げます。

国 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 26 億 7,270 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 2,150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 9,420 万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは保険給付費でございます。一方、歳入における増額の主なものは県支出金と繰越金、減額の主なものは繰入金でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国 10 ページをお願いします。款 1. 総務費は 37 万 8 千円増額し、4,511 万 3 千円とするもので、印刷製本費・通信運搬費の増額、人件費の減額により項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を増額するものでございます。

款 2. 保険給付費は 1 億 2,084 万円増額し、19 億 9,434 万 8 千円とするもので、内訳としまして、項 1. 一般被保険者療養諸費、目 1. 一般被保険者療養給付費は一般被保険者の療養諸費の増加により、1 億円増額、項 4. 目 1. 一般被保険者高額療養費は一般被保険者の高額療養費の増加により、2,000 万円増額、項 6. 出産育児諸費、目 2. 出産育児一時金は出産件数の増加により、84 万円増額するものでございます。

款 9. 諸支出金は 28 万 2 千円増額し、2,873 万 4 千円とするもので、項 1. 償還金及び還付加算金、目 3. 償還金を過年度の特定健診・保健指導負担金の返還金として増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

国 8 ページをお願いします。款 4. 県支出金は 1 億 2,000 万円増額し、20 億 4,797 万 5 千円とするもので、項 1. 県負担金、目 1. 保険給付費等交付金は歳出の保険給付費の増額にあわせて、県が負担する普通交付金を増額するものでございます。

款 6. 繰入金は 8,343 万 3 千円減額し、2 億 3,220 万 8 千円とするもので、項 1. 他会計繰入金は、歳出の総務費等の増額により 93 万 8 千円の増額で、内訳としまして、目 2. 職員給与費等繰入金 37 万 8 千円の増額、目 3. 出産育児一時金等繰入金 56 万円の増額でございます。項 2. 目 1. 基金繰入金は、不用見込である基金繰入金を 8,437 万 1 千円減額するものでございます。

款 7. 項 1. 目 1. 繰越金は 8,493 万 3 千円増額するもので、歳入の基金繰入金の減額、及び歳出の出産育児諸費と償還金及び還付加算金の増額に対し、前年度からの繰越金のうち 8,493 万 3 千円を予算化するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 2,150 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 9,420 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 11 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）について提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13. 議案第 12 号、令和 2 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、議案第12号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億8,850万円に、歳入歳出それぞれ20万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億8,870万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、公債費の減額補正、総務費の増額補正でございます。

一方、歳入は、町債の減額補正、繰入金、繰越金及び諸収入の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正につきましては、限度額を2億9,660万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款1. 総務費を39万1千円増額補正し、2億3,382万9千円に改めるものでございます。これは、項2. 業務管理費の主に消費税の増額補正によるものでございます。

款2. 下水道費は、財源内訳の変更で予算の補正はございません。

款3. 公債費を19万1千円減額補正し、6億4,559万3千円に改めるものでございます。これは、項1. 公債費の長期債償還元金の増額、長期債償還利子の減額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。款5. 繰入金を1億8,019万8千円増額補正し、4億5,007万1千円に改めるもので、これは、項1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。

款6. 繰越金を2,558万2千円増額補正し、2億2,588万3千円に改めるもので、これは項1. 繰越金の増額によるものでございます。

款7. 諸収入を1,782万円増額補正し、1,782万7千円に改めるもので、これは項2. 雑入の増額によるものでございます。

款8. 町債を2億2,340万円減額補正し、2億9,660万円に改めるもので、これは項1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億8,850万円に20万円を増額し、10億8,870万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第12号、令和2年度多度津町特別会計公共

下水道補正予算（第3号）についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 14. 議案第 13 号、令和 2 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅 君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第13号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

介1ページをお願いします。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額24億4,290万円に歳入歳出それぞれ7,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,510万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは保険給付費でございます。一方、歳入における増額の主なものは国庫支出金、支払基金交付金、県支出金と繰入金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

介10ページをお願いします。款2. 保険給付費は7,220万円増額し、22億1,862万円とするもので、項1. 介護サービス等諸費6,510万円増額の内訳としまして、目3. 地域密着型介護サービス給付費5,600万円の増額、目5. 施設介護サービス給付費710万円の増額、目7. 居宅介護福祉用具購入費80万円の増額。

介12ページをお願いします。目8. 居宅介護住宅改修費120万円の増額でございます。項2. 介護予防サービス等諸費210万円増額の内訳としまして、目5. 介護予防福祉用具購入費10万円増額。

介14ページをお願いします。目6. 介護予防住宅改修費200万円の増額でございます。項4. 高額介護サービス等費、目1. 高額介護サービス費450万円の増額でございます。

介16ページをお願いします。項5. 高額医療合算介護サービス等費、目1. 高額医療合算介護サービス費50万円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明致します。

介8ページをお願いします。款3. 国庫支出金は1,438万5千円の増額により、5億4,367万5千円とするもので、内訳としまして、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金1,408万4千円の増額、項2. 国庫補助金、目1. 調整交付金30万1千円の増額でございます。

款4. 項1. 支払基金交付金は1,949万3千円の増額により、6億2,856万1千円とするもので、目1. 介護給付費交付金の増額でございます。

款5. 県支出金は937万9千円の増額により、3億5,178万6千円とするもので、項1. 県費負

担金、目1.介護給付費負担金の増額でございます。

款8.繰入金は2,894万3千円の増額により、4億971万2千円とするもので、内訳としまして、項1.一般会計繰入金、目1.介護給付費繰入金902万5千円の増額、項2.基金繰入金、目1.介護保険財政調整基金繰入金1,991万8千円の増額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ7,220万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,510万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15.議案第14号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原 君。

総務課長（神原 宏一）

議案第14号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名は、「指定避難所用蓄電池等」でございます。

納入場所は多度津小学校、豊原小学校、四箇小学校、白方小学校、多度津中学校、多度津高校で、契約の方法は5社による指名競争入札で、うち3社は辞退でございました。

契約金額は725万4,170円で、その内消費税額等は65万9,470円でございます。

納入業者は、香川県丸亀市田村町1711番地 株式会社 丸井工務店 代表取締役 丸井良子でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページに契約書及び附帯条件を、また、3ページに仕様書を添付しております。

物品の概要につきましては、災害発生時の指定避難所としております4小学校、多度津中学校、多度津高校に設置する蓄電池6台に付属品のソーラーパネル及びUSB充電ポートを加えたもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入しようとするものでございます。

なお、納入期限につきましては令和3年3月19日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第14号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 6 号及び議案第 7 号の 4 議案を建設産業民生常任委員会に、議案第 3 号から議案第 5 号まで、及び議案第 8 号から議案第 14 号までの 10 議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、14 議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

有難うございました。

散会 午前 10 時 21 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 12 月 8 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記